

# 現況届提出のお願い

～農業者年金受給権者の皆様へ～

独立行政法人農業者年金基金

現況届は、年金受給権者の方が年金を受給する資格があるか否かについて、農業者年金基金法の定めるところにより、毎年1回確認するものです。

同封の現況届用紙に必要事項を記入・署名のうえ、平成28年6月30日までに農業委員会に提出してください。

農業委員会は、あなたの住所地の市区町村役場内にあります。

なお、期限内に提出がなかった場合は11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いを差し止めさせていただくこととなりますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。

※現況届用紙は機械で読み取ります。用紙を汚したり折り曲げたりしないようご注意ください。

## 【よくあるお問い合わせ】

- ◎ 現況届は市区町村役場の支所や出張所に提出できますか？  
→市区町村役場の支所、出張所に直接ご確認ください。
- ◎ 現況届を農業委員会まで持って行けない場合は？  
→農業委員会に郵送先などについて、ご確認ください。
- ◎ 記入を間違った場合は？  
→間違ったところは、二本線を引き、余白に書き直してください。訂正印は不要です。
- ◎ 用紙を紛失したり、汚してしまった場合は？  
→農業委員会に置いてある「手書き用現況届」をお使いください。
- ◎ 受給権者の方がお亡くなりになっている場合は？  
→現況届の提出は不要です。死亡届等の手続きをお近くのJA(農業協同組合)で行ってください。
- ◎ 住所変更をした場合は？  
→現況届は、新しい住所地の農業委員会に提出してください。また、住所変更の手続きをお近くのJA(農業協同組合)で行ってください。
- ◎ 東日本大震災で被災し、一時避難中の場合の提出先は？  
→農業者年金基金にご登録いただいている住所地の農業委員会となります(郵送でも受け付けます。)

## 経営移譲年金・特例付加年金の受給権者の皆様へ

### 【自己チェックの記入漏れにご注意ください】

経営移譲年金又は特例付加年金を受給されている全ての方は、現況届表面の自己チェックが必要です。これは、農業経営を再開しているなど、支給要件を満たさないまま受給し続けているケースが見受けられたため、今回の現況届から記入をお願いするものです。

自己チェックが漏れていると現況届は受理できませんので、記入漏れ・記入誤りがないよう、ご注意ください。

### 【提出する前にお読みください】

1. 経営移譲年金又は特例付加年金の受給権者の方は、同封している現況届用紙の自己チェックを記入し、支給停止事由に該当しないことを確認のうえ、現況届の表面に自署してください。  
なお、農地等を新たに取得又は借り入れたり、貸し付けていた農地等の返還があったり、農業経営を再開している場合等で支給停止事由に該当する場合には、同封の現況届は提出できません。  
また、支給停止事由に該当する場合には、「支給停止事由該当届」の提出が必要となりますので、農業委員会にご相談のうえ、お近くのJA(農業協同組合)に届出してください。
2. ①農業所得の納税申告名義、②経営所得安定対策等交付金の申請名義、③農業共済の加入名義が経営移譲等の相手方に変更等されていない場合は、経営移譲年金及び特例付加年金の裁定取消又は支給停止となることがありますので、変更等されていない方は農業委員会にご相談ください。
3. 農地等の返還を受けて新たな経営移譲先が見つからない場合は、農地中間管理機構に貸し出すことについて、農業委員会にご相談ください。

# 記入例

# 農業者年金受給権者現況届

農業者老齢年金のみを受給している方は表示されません

すべての方に表示されます

農業者年金受給権者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)  
平成28年6月30日までにあなたの住所地の農業委員会へ提出ください

## 1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック

あなたについて、以下の1~6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

1 農業を営んでいますか	はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ
2 農業を営む法人の構成員になっていますか	はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ
3 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか	はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ
4 農業所得の納税申告をしましたか	はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ
5 経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ
6 農業共済に加入しましたか	はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、現況届は受理できませんので、ご注意ください

## 2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

受給権者の欄

農業所得の納税申告名義等、左記4~6を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します

氏名(自署)	農年 太郎		
生年月日	大正(昭和)	12年	3月 4日
住所	〇〇 都道府県 〇〇市 〇〇 1234-5 電話番号 (012)-(345)-(6789)		

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が記入される場合は、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄			
氏名	農年 花子	受給権者との関係	娘
住所	〇〇県 〇〇市 〇〇 1234-5 電話番号 (012)-(345)-(6789)		

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください

### ① 氏名を自署してください(押印不要)

経営移譲年金及び特例付加年金を受給している方は、農業所得の納税申告名義等について、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意の上で、自署してください(老齢年金のみ受給している方には、この文書は印字されません)

### ② 生年月日・現在の住所・電話番号をご記入ください

住所を変更した方は、新しい住所地のJA(農業協同組合)に「住所変更届」(様式第20号)をご提出いただきますようお願いいたします  
(この現況届では住所変更のお手続きはできません)

記入を間違えた場合は、二本線で消し、余白に記入し直してください(訂正印はいりません)

### ③ 代理人の方が記入される場合、「受給権者の欄」及び「代理人の欄」もご記入ください

## 経営移譲年金及び特例付加年金を受給されている全ての方

今回の現況届から、年金の支給要件を満たしていることを確認するために、「自己チェック」が加わりました

1~6の項目を全てご確認のうえ、「はい」又は「いいえ」に漏れなく○印を付けてください  
なお、○印のご記入が漏れていると農業委員会で現況届を受理できませんので、ご注意ください

次の項目に該当する場合は、別の届出が必要となる場合がありますので農業委員会にご相談ください

- 農業経営を再開した
- 農地等の相続を受けた
- 農地以外の地目を農地等に開墾した
- 後継者が転出した
- 農業を営む法人の構成員になった
- 後継者が亡くなった
- 農地等を宅地、山林等に転用した
- 貸していた農地等が解約又は期間満了により返還を受けた
- 経営移譲のやり直し等を行う予定だったが、返還から1年が経過した

裏面は農業委員会の記入欄ですので、記入不要です

その他、ご不明な点がございましたら  
住所地の農業委員会へお尋ねください

独立行政法人農業者年金基金  
専門相談員: 03-3502-3199  
給付課: 03-3502-3945  
HP アドレス <http://www.nounen.go.jp>